

月報 (令和元年6月号)

いしのまき

ハローワーク石巻 〒986-0832 石巻市泉町4丁目1-18  
 (石巻公共職業安定所) TEL 0225-95-0158  
 FAX 0225-22-2442

1 一般職業紹介状況 (平成31年4月内容) について

【有効求人倍率】

○ 有効求人倍率は1.60倍となり、前年同月比及び前月比では0.10ポイント下回りました。

【求人のようにす】

○ 新規求人数は1,946人で、前年同月比で17.4%増(前年同月差288人増)、前月比で7.3%増(前月差133人増)となりました。

○ 月間有効求人数は5,182人で、前年同月比で0.5%増(前年同月差26人増)、前月比で1.7%減(前月差90人減)となりました。

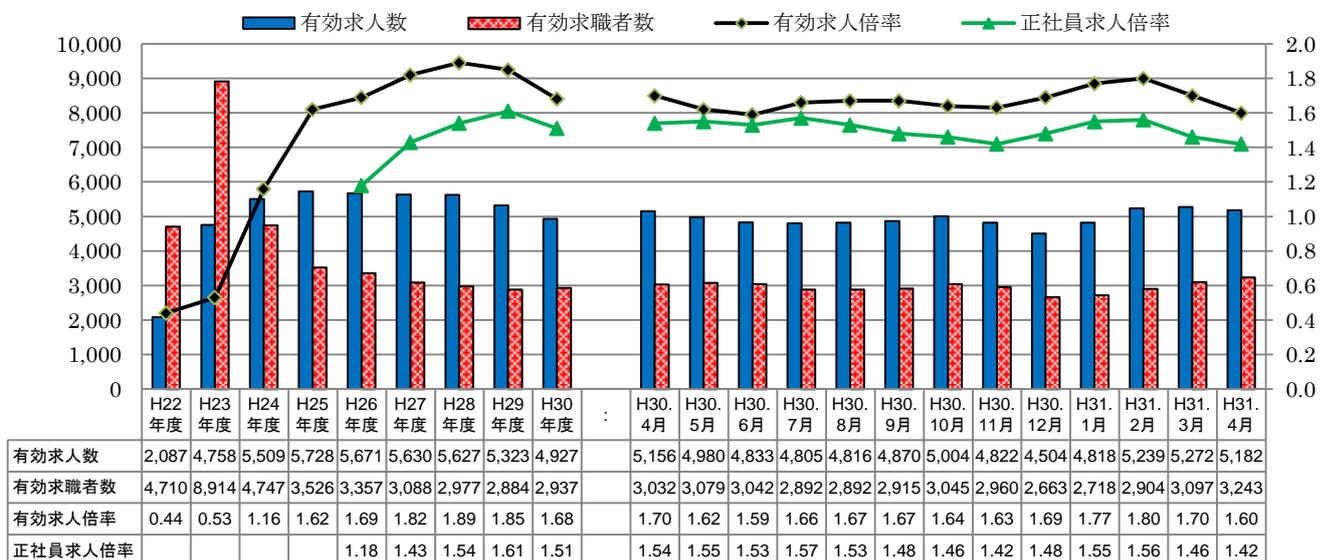
【求職のようす】

○ 新規求職者数は1,008人で、前年同月比で6.2%増(前年同月差59人増)、前月比で19.4%増(前月差164人増)となりました。

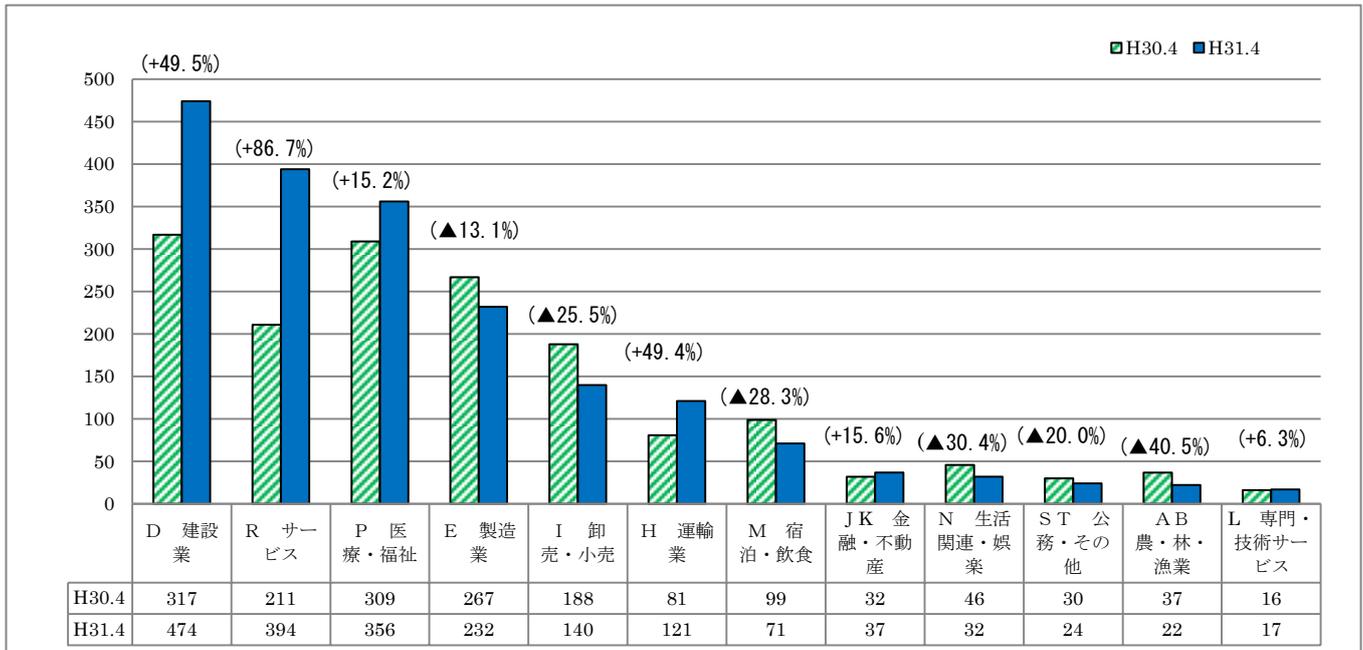
○ 月間有効求職者数は3,243人で、前年同月比で7.0%増(前年同月差211人増)、前月比で4.7%増(前月差146人増)となりました。

月間有効求職者数を年齢階層別割合で見ると、44歳以下は1,616人で49.8%、45歳以上54歳以下は668人で20.6%、55歳以上は959人で29.6%となっています。

求人・求職の状況



## 2 産業別：主な新規求人の状況



新規求人数を主な産業別で見ると、建設業が474人で、前年同月比49.5%増（前年同月差157人増）、サービス業が394人で、同86.7%増（同183人増）、医療・福祉が356人で、同15.2%増（同47人増）、運送業が121人で、同49.4%増（同40人増）となりました。

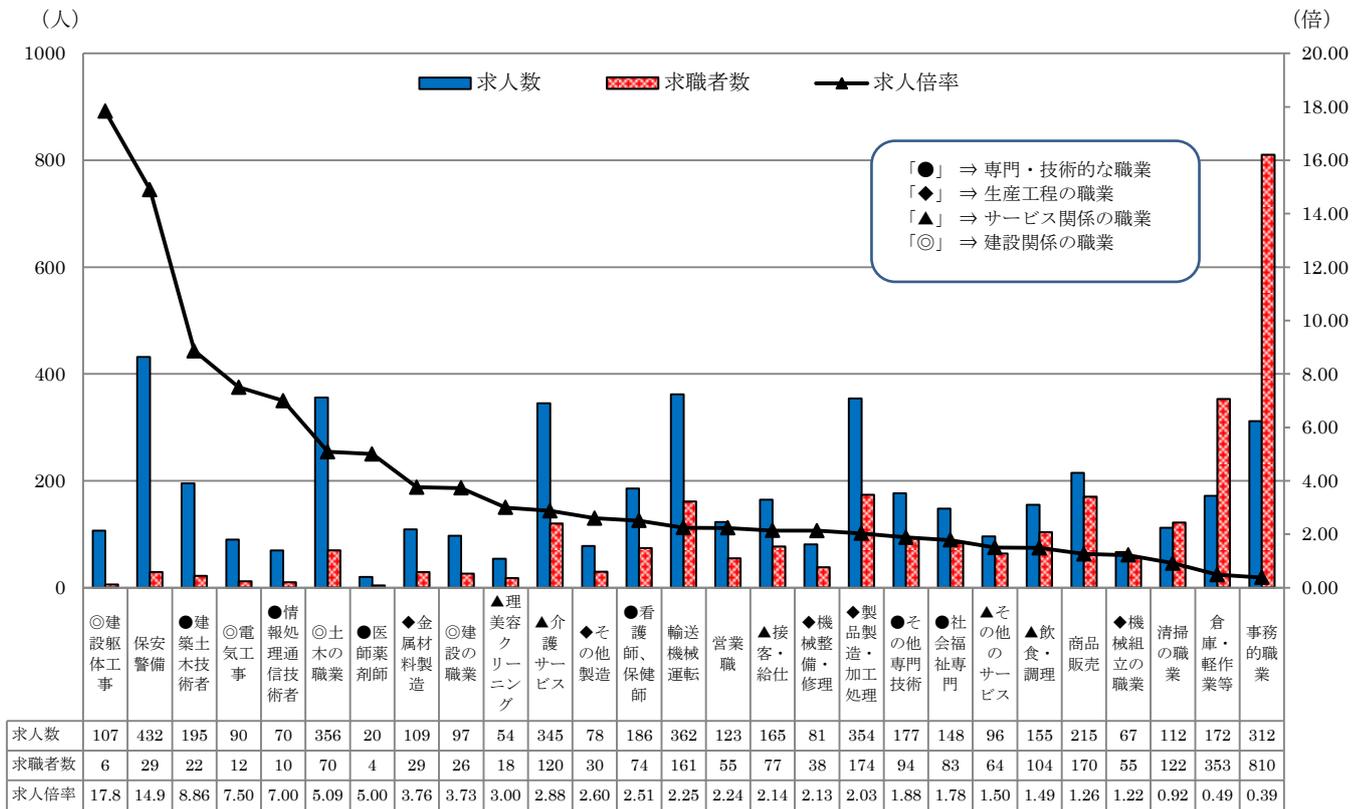
一方、製造業が232人で、同13.1%減（同35人減）、卸売業・小売業が140人で、同25.5%減（同48人減）、宿泊業・飲食サービス業が71人で、同28.3%減（同28人減）となりました。

## 3 一般職業紹介状況（パート含む）

項目		計	男	女	前月比	前年同月比
新規求人数		1,946	*	*	7.3	17.4
月間有効求人数		5,182	*	*	▲1.7	0.5
新規求職者数		1,008	476	532	19.4	6.2
うち雇用保険受給者		267	102	165	73.4	10.3
月間有効求職者数		3,243	1,462	1,778	4.7	7.0
うち雇用保険受給者		978	403	575	8.3	2.8
求人倍率	新規	1.93	*	*	▲0.22P	0.18P
	有効	1.60	*	*	▲0.10P	▲0.10P
紹介件数		1,204	577	624	▲5.9	0.8
うち雇用保険受給者		203	93	110	▲13.6	6.3
就職件数		432	202	230	▲3.8	9.1
うち雇用保険受給者		82	41	41	▲15.5	10.8
新規就職率		42.9	42.4	43.2	▲10.3P	1.2P

※ 平成16年11月から求職申込書における「性別」欄の記載が任意となったことに伴い、男女別の合計は必ずしも一致しない。

### 4 求人・求職バランス（職業別・常用）



※ パートを含み、臨時を除く常用  
 ※ 求人倍率は、求職者一人当たりの求人募集数。

### 5 障害者職業紹介状況

項目	計	身体	知的	精神	その他	前月比	前年同月比
新規求職者数	32	14	2	15	1	28.0	33.3
新規登録者数	11	3	0	7	1	0.0	10.0
就職件数	48	4	28	14	2	269.2	60.0
月末現在有効求職者数	416	137	48	200	31	▲2.8	16.2

※ その他は、発達、難病、高次脳機能障害等

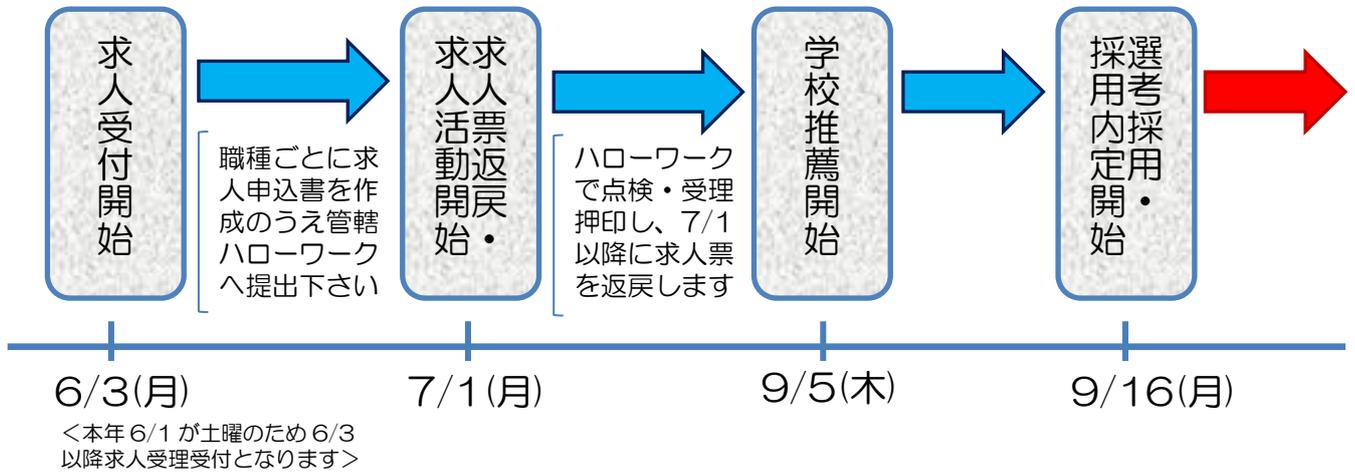
### 6 雇用保険取扱状況

		計	男	女	前月比	前年同月比
事業所関係	新規適用事業所数	15	*	*	114.3	36.4
	廃止事業所数	7	*	*	16.7	▲22.2
	月末現在事業所数	4,197	*	*	0.2	0.7
被保険者関係	資格取得者数	1,348	696	652	125.0	▲10.7
	資格喪失者数	1,446	769	677	122.5	5.4
	離職票交付件数	927	*	*	115.1	11.0
	月末現在被保険者数	46,412	27,114	19,298	▲0.2	0.3
給付金関係	受給資格決定数	309	122	187	73.6	10.4
	一般給付受給者数	534	233	301	▲2.4	9.2
	一般給付金額（千円）	61,892	31,363	30,529	2.4	19.8
	個別延長給付受給者数	0	0	0	-	-
	個別延長給付金額	0	0	0	-	-

# 新規高卒の求人受付

## 6月3日からスタートします

### 年間スケジュール



### 求人活動のルール

新規高卒者を対象とする求人活動については、学校教育面での障害防止と生徒に的確な職業選択を行わせるため、次のような求人活動に対する規制措置が取られていますので、十分ご留意のうえ公正に求人活動を行うようお願いします。

#### 1 家庭訪問の禁止

求人活動のために、高校在学中の生徒宅を訪問することは、全面的に禁止されています。また、直接生徒に働きかけて応募を勧誘したりすることのないよう、十分慎んでください。

#### 2 学校訪問の規制

求人者が求人活動のため、高校を訪問するには一定の規制があり、その内容は都道府県によっても異なりますので、事前に学校を管轄するハローワークにお問い合わせください。

#### 3 文書募集の規制

新規高卒者を対象とした文書募集は、卒業年度の7月以降とし、以下を遵守願います。

- ① ハローワークへ求人申込を行った求人であること。
- ② 「求人者管轄ハローワーク」および「求人番号」を記載すること。
- ③ 求人票記載内容と異なる内容のものではないこと。
- ④ 応募の受け付けは、ハローワークを通じて行うこと。

その他、個人情報の収集、管理等取扱いについては、十分な注意を払わなければなりません。

### 応募前職場見学の実施について

就職を希望する生徒の的確な職業選択と職業や職場への理解不足を原因とした早期離職を防止するため、応募前職場見学の実施についてご協力願います。求人申込書提出時（提出後でも可）に「応募前職場見学実施予定表」をハローワークに提出してください。なお、ハローワークおよび高校の了解なく、独自に生徒、保護者等を対象とした職場見学を実施することは禁じられておりますのでご注意ください。